

宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 5 日

環境森林部山村・木材振興課

（趣旨）

第1条 県は、電気代及び生産資材価格の高騰の影響を受けているきのこ生産者の生産体制の維持・確保を図るため、予算で定めるところにより、燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林政経第258号農林水産事務次官依命通知。）及びきのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき事業を行う事業実施主体（国実施要領の第2に規定する事業実施者に限る。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県税に未納がないこと。
- （2） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （3） 補助事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （4） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助額）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明書)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 法人にあっては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第3号に係る(暴力団関係者に該当しないことの)誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更するとき 変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったとき 補助事業施行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 事業実績書 (別記様式第 1 号)

(2) 収支決算書 (別記様式第 2 号)

2 第 4 条ただし書の規定により、仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により、仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額) を別記様式第 5 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 2 部 (正本 1 部、副本 1 部) とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。ただし、2 以上の市町村にまたがる広域的な事業を行う者については、それぞれ 1 部とする。

(書類の経由機関)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。ただし、2 以上の市町村にまたがる広域的な事業を行う者については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金に適用する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 10 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金に適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助額	重要な変更
			事業内容の変更
きのこの生産資材導入支援事業	きのこの次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	定額（宮崎県きのこの生産資材導入支援事業実施要領別記第3第2項に定める額のとおりとする）	補助事業者ごとの経費の30%を超える増減

別記
様式第 1 号(第 5 条、第 12 条関係)

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

宮崎県きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）、取組実施者名簿（取組実績報告書）及びきのこ生産コスト低減等実施計画書のとおり（県実施要領様式第 1－2 号、第 1－3 号、第 2 号）

3 経費の配分

単位：円

きのこの種類	総事業費 (A + B)	負担区分		備考
		県費補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

4 事業完了（予定）年月日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	増減額 (円)	備考
県費補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	増減額 (円)	備考
きのこの 生産資材 導入支援				
合計				

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

※チェック欄（いずれか該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の
個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

6 か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の
個人住民税について、特別徴収を実施しています（確認印を受けてください。）。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業者で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収の義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です（確認印を受けてください。）。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、 年 月 日から、従業員等の個人住民税
について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あ
てに送付してください（確認印を受けてください。）。

市(町・村)確認印

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
フリカゝナ
氏 名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付申請を行うに当たり、
次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等（別添）は、次のアからウまでのいずれに
も該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまで
のいずれの関与也没有ありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

記

（役員一覧等）

役職名	(フリカゝナ) 氏 名	住 所	生年月日	性別

※ 欄が不足する場合は、必要事項を記入の上、別途、添付すること。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定通知のあった令和○年度宮崎
県きのこの生産資材導入支援事業補助金について、宮崎県きのこの生産資材導入支援事業
補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額 (○年○月○日付け第 (文書番号) による確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係 る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助金交付申請書

宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱に基づく、令和○年度宮崎県きのこの生産資材導入支援事業費補助金については、○○円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
 - (4) 暴力団関係者に該当しないことの誓約書
- 2 本件担当者氏名等
担当者氏名：
電 話 番 号：
電子メール：

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

変更承認申請書

令和 年 月 日付け により交付決定通知のあった令和○年度宮崎県
きのこの生産資材導入支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記様式第1号と第2号に準じ、変更前後の事業の内容及び
計画を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変
更前を括弧書で上段に記載すること。

3 本件担当者氏名等

担当者氏名：

電話番号：

電子メール：

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助事業施行困難等報告書

令和 年 月 日付け により交付決定通知のあった令和○年度宮崎県
きのこの生産資材導入支援事業補助金について、

事業を中止（廃止）したい
予定の貴管内に完了しない ので、
遂行が困難になった

宮崎県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

(理由)

(注) 補助事業の遂行状況を記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

補助金交付請求書

令和 年 月 日付け により交付確定通知のあった令和〇年度宮崎県
きのこの生産資材導入支援事業補助金については、下記のとおり精算払によって交付され
たく請求する。

記

補助金交付確定額 金 ○〇 円
今回請求額 金 ○〇 円

口座振替	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

債権者番号：
担当者氏名：
電話番号：
電子メール：

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

補助金交付請求書

令和 年 月 日付け により交付決定通知のあった令和〇年度宮崎県
きのこの生産資材導入支援事業補助金については、下記のとおり概算払によって交付され
たく請求する。

記

金 〇〇 円

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了 予定 年月日	備考
円	円	円	円		

口座振替	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

債権者番号：
担当者氏名：
電 話 番 号：
電子メール：

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

実績報告書

令和 年 月 日付け で交付決定通知のあった令和○年度宮崎県きのこの
生産資材導入支援事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎
県規則第 49 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて報告する。

記

- 1 添付書類
 - （1）事業実績書
 - （2）収支決算書
- 2 本件担当者氏名等
担当者氏名：
電 話 番 号：
電子メール：